

工事請負契約の事務処理要領（抜粋）

【工事及び建設コンサルタント業務等に適用】

（契約の方式）

- 第5条 契約は、会計規程第61条に規定する一般競争又は会計規程第62条に規定する指名競争による入札（以下「入札」という。）の方法によるものとする。
- 2 契約職等は、前項の規定にかかわらず、次の各号の一に該当する場合は随意契約（会計規程第63条に規程する随意契約をいう。以下同じ。）の方法によることができる。
- 一 契約の性質又は目的が競争を許さないとき。
 - 二 物件の据付け、改造又は修理を当該物件の製作者又は納入業者以外の者に施行させることが困難又は著しく不利であると認められるとき。
 - 三 災害応急復旧等緊急を要する場合において、入札に付する暇がないとき。
 - 四 現に契約履行中の工事に直接関連する契約を当該工事の請負人以外の者に履行させることが著しく不利であると認められるとき。
 - 五 速やかに契約を締結しなければ、著しく不利な価格で契約を締結しなければならないこととなるおそれが顕著であるとき。
 - 六 予定価格が250万円を超えない契約を締結するとき。
 - 七 入札に付しても入札者がいないとき又は再度の入札に付しても落札者がいないとき。
 - 八 落札者が契約を締結しない場合において、その落札金額の範囲内で他の者と契約を締結するとき。
 - 九 前各号に掲げる場合のほか、入札に付することが著しく不利であるとき。
- 3 前項第7号又は第8号の規定により契約を締結する場合においては、工期を除くほか、最初入札に付するときに定めた条件を変更することができない。

（調査等の請負への準用）

- 第37条 前各条（第16条第1項を除く。）の規定は、別に定めがある場合を除き、機構が調査、測量、設計又は試験等（以下「調査等」という。）を請負に付する場合における事務処理について準用する。この場合において、第5条第2項第6号、第7条第4項、第19条第1項及び第33条第1項中「250万円」とあるのは「100万円」と読み替えるものとする。

物品等の調達に関する契約事務処理要領（抜粋）

【物品購入等及び役務業務に適用】

（契約の方式）

第4条 物品等の調達に係る契約は、会計規程第61条に規定する一般競争又は会計規程第62条に規定する指名競争による入札（以下「入札」という。）の方法によるものとする。

2 契約職等は、前項の規定にかかわらず、次の各号の一に該当する場合は、随意契約（会計規程第63条に規定する随意契約をいう。以下同じ。）の方法によることができる。

一 契約の性質又は目的が競争を許さないとき。

二 物品の加工又は修理の契約を当該物品の製造業者又は納入者以外の者に履行させることが困難又は著しく不利であると認められるとき。

三 現に履行中の物品等の調達に直接関連する契約を現に履行中の契約の締結者以外の者に履行させることが著しく不利であると認められるとき。

四 購入を要する物品が多量であって分割して購入しなければ売惜しみその他の理由により、その価格を騰貴させるおそれがあるとき。

五 速やかに契約を締結しなければ、その目的が達せられないとき、又は著しく不利な価格で契約を締結しなければならないおそれがあるとき。

六 国、地方公共団体その他の公法人と契約を締結するとき。

七 運送させ、又は寄託するとき。

八 予定価格が250万円を超えない物品の製造をさせるとき。

九 予定価格が160万円を超えない物品を購入するとき。

十 予定賃借料の年額又は総額が80万円を超えない物品を借り入れるとき。

十一 予定価格が50万円を超えない物品を売り払うとき。

十二 予定賃貸料の年額又は総額が30万円を超えない物品を貸し付けるとき。

十三 予定価格が100万円を超えない役務の提供を受けるとき。

十四 入札に付しても入札者がいないとき、又は再度の入札に付しても落札者がいないとき。

十五 落札者が契約を締結しない場合において、その落札金額の範囲内で他の者と契約を締結するとき。

十六 前各号に掲げる場合のほか、入札に付することが著しく不利であるとき。